

宇都宮市告示第 263 号

公示送達書

次の納税義務者に対し、住民基本台帳及び課税台帳を調査するも、その住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2及び宇都宮市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この書類は、次に示す場所に保管し、申出があった場合は交付します。

令和8年7月1日

宇都宮市長 佐藤 栄



記

- 1 送達すべき書類の名称
令和8年度 固定資産税・都市計画税納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名（法人にあってはその名称）
井上 忠重
- 3 送達書類の保管場所
宇都宮市役所 理財部 納税課

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。